

## 判例研究

# 被用者が使用者の事業の執行について第三者に加えた損害を賠償した場合における被用者の使用者に対する求償の可否

—最判令和2年2月28日民集74巻2号106頁—

西 垣 怜 央\*

- I 事案
- II 検討
- III 補論

## I 事案

### 1 事実関係の概要

Xは、平成17年5月、Yに入社し、普通貨物自動車運転手として勤務していた。

Yは、全国に店舗を展開して貨物運送業を営む株式会社であり、年間売上額は約2200億円、経常利益は93億円を超えている。そして、Yは、業務に使用する車両の全てについて任意保険に加入していなかった。

Xは、平成22年7月26日、Yの業務としてY所有の普通貨物自動車を運転していたところ、交差点を右折した際に、同交差点に進入してきたAの運転する自転車を見落とし、同自転車と接触してAを転倒させる事故（以下「本件事故」という）を起こした。Aは、本件事故のために負った傷害により、同日死

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第21巻第2号2022年7月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科特任助教

亡した。

Aの相続人は、Aの子であるB及びCである。

Cは、平成24年10月1日、Yを相手方として、本件事故に基づく損害賠償請求訴訟を提起したが、平成25年9月13日、CとYの間で訴訟上の和解が成立し、YはCに対して1300万円を支払った。

Bは、平成24年12月23日、Xを相手方として、本件事故に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。控訴審は、平成27年9月11日、1383万円余り及び遅延損害金の支払を求める限度でBの請求を認容する判決を言い渡し、その後、同判決は確定した。

Xは、平成28年6月22日、上記判決に従い、Bのために1552万円余りを有効に弁済供託した。

そこで、Xは、主位的には、本件事故によって生じた被害者の損害全額をYが負担するとの合意が成立したとして同合意に基づき、予備的には、被用者が、使用者との関係において一定限度に制限される実体法上の賠償義務の限度を超えて賠償金を支払った場合には、当該部分について使用者に対する求償を行い得ると主張して、Yに対して、Xが支払った1552万円余りについて同額の支払を求める訴訟を提起した<sup>1)</sup>。

## 2 下級審判決の概要

第一審（大阪地判平成29年9月29日民集74巻2号125頁）は、以下のよう  
に判示し、Xの請求を一部認容した<sup>2)</sup>。

「被用者が民法709条に基づき不法行為に基づく損害賠償責任を負い、使用者が同法715条1項但し書きにより免責されず、同項本文に基づく損害賠償責任を負う場合、両者の損害賠償債務は不真正連帯債務であると解される。不真正連帯

- 
- 1) これに対し、Yも、Xに対して、民法715条3項、自動車損害賠償保障法4条に基づき、YがCに対して支払った賠償金について同額の支払を求める反訴を提起している。この反訴請求は、控訴審において、その全額について求償権の行使が信義則上制限されるとして棄却されている。
  - 2) なお、Xの本訴請求における主位的請求については、X主張の合意が成立したと認めることはできないと判示されている。

債務の債務者の一方が自己の負担部分を超えて賠償義務を履行した場合には、その部分について、他方に求償することができるかと解すべきであるところ、……使用者責任を負う使用者には、被用者との関係において、報償責任及び危険責任の原理から、実質的な使用者の負担部分の存在を認めることができるというべきである。そうすると、被用者が、このような使用者の負担部分についてまで賠償義務を履行した場合には、使用者に対し求償することができることとなる。

なお、不法行為責任を負う被用者に対し、被害者が損害賠償請求することを権利濫用等により制限することは困難であると想定されることからすれば、被用者から使用者への逆求償を認めないと、被害者が使用者に対し請求するか、被用者に対し請求するかの偶然の要素により、使用者と被用者との間の損害の公平な分担が阻害されることになり相当ではないというべきである。」

控訴審（大阪高判平成30年4月27日民集74巻2号139頁）は、以下のよう  
に判示し、Xの請求を棄却した。

「民法715条1項は、被害者保護のための規定であって、本来、不法行為者である被用者が被害者に対して全額損害賠償債務を負うべきところ、被害者が資力の乏しいこともある被用者から損害賠償金を回収できない危険に備えて、報償責任や危険責任を根拠にして、使用者にその危険回避の負担を負わせたものであって、本来の損害賠償義務を負うのは、被用者であることが前提とされている。使用者には、本来の損害賠償義務者である被用者に対する求償権を有するものの、信義則上、使用者から被用者に対する権利の行使が制限されることがあると解される。そうすると、民法715条3項の求償権が制限される場合と同じ理由をもって、逆求償という権利が発生する根拠とまではすることは困難である。結果が公平に見えることがあるだけでは、理由とはならない。」

これに対して、Xが、上告受理申立てを行った。

### 3 判旨

破棄差戻し。

①「民法715条1項が規定する使用者責任は、使用者が被用者の活動によって利益を上げる関係にあることや、自己の事業範囲を拡張して第三者に損害を生じさ

せる危険を増大させていることに着目し、損害の公平な分担という見地から、その事業の執行について被用者が第三者に加えた損害を使用者に負担させることとしたものである（最高裁昭和30年（オ）第199号同32年4月30日第三小法廷判決・民集11巻4号646頁、最高裁昭和60年（オ）第1145号同63年7月1日第二小法廷判決・民集42巻6号451頁参照）。このような使用者責任の趣旨からすれば、使用者は、その事業の執行により損害を被った第三者に対する関係において損害賠償義務を負うのみならず、被用者との関係においても、損害の全部又は一部について負担すべき場合があると解すべきである。」

②「また、使用者が第三者に対して使用者責任に基づく損害賠償義務を履行した場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防又は損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対して求償することができると解すべきところ（最高裁昭和49年（オ）第1073号同51年7月8日第一小法廷判決・民集30巻7号689頁）、上記の場合と被用者が第三者の被った損害を賠償した場合とで、使用者の損害の負担について異なる結果となることは相当でない。」

③「以上によれば、被用者が使用者の事業の執行について第三者に損害を加え、その損害を賠償した場合には、被用者は、上記諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から相当と認められる額について、使用者に対して求償することができるものと解すべきである。」

なお、本判決には、菅野博之裁判官及び草野耕一裁判官の補足意見と三浦守裁判官の補足意見が付されている。

## II 検討

### 1 前提

被用者が使用者の事業の執行につき第三者に損害を加えた場合、使用者は、使用者責任に基づく損害賠償債務（民法715条1項）を負う。そして、この場合に

は、被用者も、第三者に対して不法行為に基づく損害賠償債務（民法709条）を負うとされている。このとき、使用者が、使用者責任に基づく損害賠償債務を履行した場合には、使用者は被用者に対して求償権を有し得るとの理解が確立している。一方、被用者が、自らの不法行為に基づく損害賠償債務を履行した場合に使用者に対して求償できるかについては、いわゆる「逆求償」<sup>3)</sup>の問題として議論されてきた。

本件では、被用者 X が、自らの過失に基づく交通事故に関する損害賠償債務を被害者 A の相続人の一人に履行したことにより、使用者 Y に対して求償権を取得するかが争点となっており、まさに前述の逆求償の可否が問題となっている。

本判決は、この逆求償の可及及びその範囲の判断において考慮すべき事情を、使用者の被用者に対する求償の限度について判示した最判昭和51年7月8日民集30巻7号689頁（以下「昭和51年判決」という）との整合性を意識しつつ、最高裁として初めて判示した（判旨下線部参照）ものである。

- 
- 3) 「逆求償」という用語が意味する議論の範囲は、論者によって様々であり、本判決に対する評釈に限っても、その用語の意味が統一されているとはいえない。まず、久須本かおり「判批」愛大226号67頁、84頁（2021）は、逆求償の法的根拠に関する諸説を検討するにあたり、使用者と被用者の行為が共同不法行為となった場合における共同不法行為者間の求償の問題とする見解（以下「①」という）、及び、使用者の被用者に対する安全配慮義務違反であるとする見解（以下「②」という）を挙げ、両者につき逆求償を肯定する見解として扱っている。これに対し、山本周平「判批」北法72巻1号181頁、186頁（2021）では、①と②は、「逆求償それ自体には消極的な態度を示しつつ、結論として同様の請求を認める見解」とされている。このような状況を考慮し、本稿において逆求償という用語を使用する場合に想定する議論の範囲を確定しておく。まず、逆求償という言葉それ自体は、使用者の被用者に対する求償（民法715条3項）の「逆」という意味を持つと理解するのが自然である。したがって、求償関係の有無につき論じられる者同士の関係は、民法715条3項の場合と逆求償の場合とで同一といえるだろう。そうだとすれば、逆求償という用語が意味する議論は、その両者の間に使用者・被用者の関係があることだけを前提条件として、被用者が、自らの負う損害賠償債務を履行した場合に使用者に対して求償できるかという問題といえる。この結果、その両者の間に共同不法行為者としての関係が成立することを前提とする①は、後述(2(2))のように逆求償それ自体の問題としては扱わないことにする。

## 2 「逆求償」に関する従来の裁判例・学説

### (1) 従来の裁判例

下級審の裁判例として、佐賀地判平成27年9月11日労判1172号81頁が存在する。同判決は、被用者の使用者に対する求償を認めたが、その論理構造は次のようなものである。まず、被用者の責任（民法709条）と使用者の責任（民法715条1項）が不真正連帯債務の関係にあるとする。そして、使用者責任の趣旨につき、使用者が被用者の活動により自己の活動領域を拡張しているが故の報償責任であると指摘し、そのことから、使用者及び被用者の損害賠償債務については相互に負担部分が存在するという。その結果、一方が自己の負担部分を超えて債務を履行した場合には、その者は、自己の負担部分を超えた部分について他方に対し求償できるとする。

同判決は、逆求償の法的根拠について、これ以上の明確な判示をしていないが、少なくとも不真正連帯債務者間の求償の問題として位置付けているとはいえる<sup>4)</sup>。

### (2) 従来の学説

初期の学説においては、次のような見解<sup>5)</sup>が唱えられていた。すなわち、使用者責任につき、被用者自身の不法行為に基づく責任を使用者に負担させたものとする理解を前提とし、使用者の被用者に対する求償（民法715条3項）は全額につき認められる反面、被用者が自らの不法行為に基づく損害賠償債務を履行したとしても、使用者の負担部分は存在しないため、被用者の使用者に対する求償は認められないというものである。この見解は、使用者責任を被用者の不法行為責任を肩代わりしたという意味での代位責任<sup>6)</sup>として捉える従来の判例・通説と親和的なもの<sup>7)</sup>といえる。

これに対し、被用者の労働により利益を取得する使用者が、企業活動から生ずる損害を全て被用者に転嫁するのは妥当でないという問題意識を背景とし、民法

4) 高井洋輔「判批」民商155巻3号104頁、110頁（2019）は、同判決が認めた逆求償の法的根拠につき、「実質的には、不当利得返還義務に相当する損害調整作用」であるとする。

5) 末弘厳太郎『債権各論』1090頁（有斐閣、1918）、鳩山秀夫『日本債権法各論（下巻）（増訂版）』922-923頁（岩波書店、1924）。

715条3項の求償を制限するための解釈論<sup>6)</sup>が早期から展開された<sup>9)</sup>。もっとも、求償制限論をとった場合、使用者と被用者のいずれが先に賠償するかにより最終的な結果に不均衡が生ずる可能性が出てきた<sup>10)</sup>。この問題に対応するため、使用者と被用者の間の求償関係を共同不法行為者間の求償の問題として捉える見解<sup>11)</sup>が登場した。この法的構成は、民法715条3項の求償の制限だけでなく、被用者の使用者に対する求償をも可能にする。ただし、この見解によると、その求償を認めるにあたり、両者の間に使用者・被用者の関係があるだけでは足りないことになるため、その成立の範囲は限定される<sup>12)</sup>。また、両者は共同不法行為者としての関係となるため、かかる求償の性質は、民法715条3項の求償の「逆」とは言い難いと思われる。

そこで、使用者・被用者の関係さえ存在すれば、使用者と被用者の間の相互求償が認められるとする見解<sup>13)</sup>が登場した。

この見解は、民法715条3項の求償の制限の実質的根拠として、使用者と被用

- 
- 6) 以下、「代位責任」の用語は、原則として、法令用語研究会編『法律用語辞典（第5版）』743頁（有斐閣、2020）に従い、「人の行為による損害の賠償責任について用いられる……語で、他人の責任を代わって負担する」ことを示すものとして使用する。使用者責任は、1970年代以降、この肩代わり責任としての「代位責任」の意味において把握されることになった。これにつき、中原太郎「事業遂行者の責任規範と責任原理——使用者責任とその周辺問題に関する再検討——（1）」法協128巻1号1頁、68-69頁（2011）を参照。これに対し、中原太郎「事業遂行者の責任規範と責任原理——使用者責任とその周辺問題に関する再検討——（2）」法協128巻2号271頁、339頁（2011）は、「代位責任」の用語は、自己の過失の有無を問われることなく他人の不法行為について責任を負うことを意味するとし、肩代わり責任とは理解しない。
  - 7) 潮見佳男『不法行為法Ⅱ（第2版）』53-54頁（信山社、2011）、窪田充見『不法行為法（第2版）』224-225頁（有斐閣、2018）、平野裕之『コア・テキスト 民法Ⅵ 事務管理・不当利得・不法行為（第2版）』274-275頁（新世社、2018）。
  - 8) 例えば、求償権の行使を権利濫用とするものとして石田文次郎『債権各論講義』288-289頁（弘文堂、1937）、過失相殺の理論を用いるものとして我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』178頁（日本評論社、1937）。
  - 9) 神田孝夫『不法行為責任の研究——責任主体論を中心に——』115頁、129頁（一粒社、1988）。
  - 10) 神田、前掲注9）117頁、129頁。
  - 11) 加藤一郎『不法行為（増補版）』190頁（有斐閣、1974）。同様の見解として、淡路剛久『連帯債務の研究』291頁、301頁（弘文堂、1975）、澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為（第3版）』314頁（有斐閣、2001）。
  - 12) 加藤・前掲注11）191頁、神田・前掲注9）117頁、129頁。

者に損害負担力の格差があること、及び、使用者は危険の分散・転嫁が可能であることを挙げ、使用者責任を「共同の行為ないし結果作出による賠償責任」と捉える。こうして、使用者と被用者の間で損害を分担すべきとの結論が導出されるが、その法的構成として、不真正連帯債務でもその属性として求償関係が存在するとの見解<sup>14)</sup>が援用される。この結果、使用者と被用者の間の相互求償が各自の負担部分に応じて認められ、いわゆる「逆求償」が積極的に根拠付けられることになった<sup>15)</sup>。

こうした中、昭和51年判決により、民法715条3項の求償は信義則上相当と認められる範囲に限られるとする理解が確立すると、被害者が使用者又は被用者のいずれに請求するかにより使用者と被用者の間の損害分担結果が異なる可能性が、判例法理においても内在することになった<sup>16)</sup>。

そこで、この問題に対処するため、昭和51年判決につき、使用者の被用者に対する求償を一定の事由がある場合に「制限」したものと理解した上で、かかる事由が認められるときに被用者が自らの損害賠償債務を履行した場合には逆求償が可能であるとし、その法的根拠を不当利得に求める見解<sup>17)</sup>が登場した。

一方、このような昭和51年判決に対する理解を前提としない見解もある。例えば、四宮和夫は、まず、使用者の被用者に対する求償について、その法的根拠を使用者と被用者の間のリスク配分に応じた求償型不当利得に求め、民法715条3項の求償の「制限」という構成を前提としない<sup>18)</sup>。そして、被用者の不法行為

---

13) 椿寿夫「判批」判評116号(判時525号)120頁、121-122頁(1968)。同様の見解として、円谷峻『不法行為法・事務管理・不当利得(第3版)』247頁(成文堂、2016)、近江幸治『民法講義VI 事務管理・不当利得・不法行為(第3版)』235-236頁(成文堂、2018)。

14) 西村信雄編集『注釈民法(11) 債権(2)』67頁[椿寿夫](有斐閣、1965)。

15) これに対し、求償制限論をとった場合の不均衡を解消するために、田上富信「被用者の有責性と民法715条——代位責任説克服のための一試論——(2・完)」鹿法9巻2号51頁、77頁-79頁(1974)は、被用者の対外的責任を制限するという方向性をとり、被用者の使用者に対する求償には否定的である。

16) 田上富信「使用者責任」星野英一編集代表『民法講座6 事務管理・不当利得・不法行為』459頁、508-509頁(有斐閣、1985)。

17) 能見善久「判批」法協95巻3号595頁、603-604頁(1978)。なお、能見の同評釈を引用するものとして、中原太郎「事業遂行者の責任規範と責任原理——使用者責任とその周辺問題に関する再検討——(10・完)」法協129巻10号2366頁、2464頁(2012)。



が使用者の事業活動及びそれに付随する活動のはらむ危険の実現と見られる限りにおいて使用者が損害賠償のリスクを負担すべき場合があるとして、逆求償の可能性を理論上は認め、その終局的根拠を不当利得に求める<sup>19)</sup>。この見解は、民法715条3項の求償が全額認められるのが原則であるとはせず、使用者と被用者の間の相互求償という視点に立ち、逆求償に具体的な法的根拠を与えたものといえる。

さらに、使用者と被用者の内部関係を直接の法的根拠として逆求償を認める見解がある。

例えば、森島昭夫は、被用者が加害行為を余儀なくされることのないように配慮すべき義務を一種の安全配慮義務として使用者に課し、その違反を根拠として逆求償を認めている<sup>20)</sup>。

これらの見解に加え、近年では、使用者の対外的責任を根拠付けるための帰責原理を、使用者と被用者の内部関係にまで及ぼすことで逆求償を認める見解が存在する。

例えば、潮見佳男は、まず、使用者の被用者に対する求償の制限を根拠付けるため、損害賠償の負担は、使用者が危険責任原理に基づく危険管理主体かつ報償責任原理に基づく利益帰属主体であることにより、その全部又は一部が使用者に転嫁され得るとする。この結果、使用者には、被用者との関係で固有の負担部分の存在が認められる。その上で、使用者と被用者の間に雇用契約が存在している場合には、その内部的リスク分配を使用者と被用者の間の求償関係にも及ぼすべきとする<sup>21)</sup>。そして、かかる立場をとり、かつ、使用者の被用者に対する求償を制限する場合の処理との一貫性を考慮すれば、逆求償を認めることに障害はないとする<sup>22)</sup>。この見解は、逆求償という法的構成が、使用者責任の帰責原理の趣旨から当然に導かれることを示唆するものといえる。

---

18) 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為(下)』710-711頁(青林書院、1985)。

19) 四宮・前掲注18)712-713頁。

20) 森島昭夫『不法行為法講義』31頁(有斐閣、1987)。なお、この森島の見解は、前掲注15)の田上の見解に対する反論として提唱されたものである。

21) 潮見・前掲注7)50-51頁。

22) 潮見・前掲注7)54頁。

### 3 判旨の分析

本判決は、判旨①において、使用者責任（民法715条1項）の趣旨が報償責任及び危険責任の原理にあることを指摘<sup>23)</sup>し、その趣旨からすれば、使用者は、被用者との関係においても事業の執行により生じた損害を負担すべき場合があるとする。

これにつき、下級審の判断と異なる点を2つ指摘できる。

1点目は、使用者の固有の負担部分の導き方である。第一審は、I 2で引用した判示の直前で、昭和51年判決につき、「求償権の行使は、……損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度に制限される」と述べたものと理解した<sup>24)</sup>上で、その制限の根拠として報償責任及び危険責任の原理を挙げる。そして、求償権の行使の制限が、実質的には使用者の負担部分の存在を認めることに繋がるとする。つまり、第一審は、昭和51年判決の再評価を通じて使用者の負担部分の存在を導くが、判旨①は、報償責任及び危険責任の原理に基づき使用者の負担部分の存在を直接的に導いている。これは、使用者の対外的責任を根拠付けるための帰責原理を使用者と被用者の内部関係にまで及ぼす<sup>25)</sup>ことで、使用者の固有の負担部分の存在を認めたものといえる。

2点目は、使用者責任の性質に対する理解である。控訴審は、民法715条1項の趣旨につき、被害者保護のために損害賠償の回収不能の危険を使用者に負担さ

---

23) 水町勇一郎「判批」ジュリ1543号4頁、5頁（2020）、田中洋「判批」法教477号141頁、141頁（2020）舟橋伸行「判批」ひろば73巻7号68頁、70頁（2020）、富永晃一「判批」季労270号166頁、168頁（2020）、佐藤康紀「判批」速判解27号89頁、90頁（2020）、細谷越史「判批」速判解27号257頁、258頁（2020）、匿名記事「判批」判タ1476号60頁、61頁（2020）、河野奈月「判批」ジュリ1551号115頁、116頁（2020）、國武英生「判批」法時92巻12号138頁、140頁（2020）、前田太郎「判批」判例秘書ジャーナル [HJ 100096] 16頁（2021）、吉村良一「判批」民商156巻5=6号948頁、962頁（2021）、久須本・前掲注3）88頁、大澤逸平「判批」重判令和2年度（ジュリ臨増1557号）58頁、59頁（2021）、山本・前掲注3）186頁。

24) なお、昭和51年判決は、「損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し……求償の請求をすることができる」とし、求償権という権利の行使が制限されるという表現をしていない。

25) 水町・前掲注23）5頁、舟橋・前掲注23）70頁、富永・前掲注23）174頁、匿名記事・前掲注23）61頁、河野・前掲注23）116頁、久須本・前掲注3）89頁、前田・前掲注23）16頁、大澤・前掲注23）59頁、山本・前掲注3）187頁。

せたものとし、その結果、本来的に損害賠償義務を負うのは被用者であるから逆求償は認められないとする。これは、使用者責任につき、被用者の不法行為責任を肩代わりしたという意味での代位責任として捉えるものといえる。一方、判旨①は、損害の性質を使用者の事業の執行によるものと捉え、使用者と被用者の間での損害自体の分担を意図している。このため、判旨①は、使用者責任につき、ある事業を行う者は、その執行の結果として生じた損害を負担すべきという使用者の固有責任<sup>26)</sup>として捉えている<sup>27)</sup>といえる。

次に、判旨②において、昭和51年判決の存在によって、損害賠償を行った者が使用者又は被用者のいずれであるかにより使用者と被用者の間の損害分担結果が異なる可能性が指摘される。

これは、逆求償が要請される実質的な理由といえ、第一審でも同様の内容が述べられている。もっとも、かかる理由付けは、2(2)で述べたような、被害者が使用者又は被用者のいずれに請求するかにより使用者と被用者の間の損害分担結果が異なる可能性が判例法理においても内在することになったという昭和51年判決の問題点を指摘したに過ぎない。それでは、本判決の示した逆求償の法的根拠をどのように理解すべきか。

判旨③においては、「被用者が使用者の事業の執行について第三者に損害を加え、その損害を賠償した場合……被用者は……損害の公平な分担という見地から

---

26) 並木茂「求償権」判タ268号116頁、117頁(1971)、潮見・前掲注7)14-15頁、窪田・前掲注7)224-225頁、平野・前掲注7)263頁。これらに従えば、この「固有責任」という用語は、使用者責任を、被用者が本来負うべき責任を負担させたものではなく、報償責任及び危険責任の原理といった固有の帰責根拠に基づく責任として把握するものといえる。

27) 舟橋・前掲注23)72頁、匿名記事・前掲注23)62頁。また、本判決が、「使用者責任は、……被用者が第三者に加えた損害を使用者に負担させることとしたもの」とし、「損害」を負担させていると述べるのに対し、判旨①で参照される2つの最高裁判決は、使用者責任につき、「他人の行為につき報償責任もしくは危険責任を負わしめる」(最判昭和32年4月30日民集11巻4号646頁)、「使用者も被用者と同じ内容の責任を負うべきものとしたもの」(最判昭和63年7月1日民集42巻6号451頁)と述べ、負担の対象を「損害」としていないことも参照。これに対し、「代位責任」の用語の意味を前掲注6)の中原の見解のように捉えた場合、代位責任構成をとりつつも使用者の固有の負担部分の存在を認めることが可能である。同様の指摘として、前田・前掲注23)26-27頁、吉村・前掲注23)960頁、山本・前掲注3)188頁。

相当と認められる額について、使用者に対して求償」できると判示される。

このように、本判決は、逆求償の法的根拠を明示しているわけではない。これに対し、第一審は、被用者と使用者各自が負う責任が不真正連帯債務の関係にあることを指摘した上で、不真正連帯債務者間では、一方が自己の負担部分を超えて賠償義務を履行すれば、その部分について他方に対し求償できるとする。つまり、第一審は、2(1)で概観した佐賀地判平成27年9月11日と同様に、逆求償を不真正連帯債務者間の求償の問題に位置づけている<sup>28)</sup>。

もっとも、本判決も、以下に見るように、逆求償を不真正連帯債務者間の相互求償の問題に位置付けているといえる。まず、判旨②において、昭和51年判決が「損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合」としていたのを、「使用者責任に基づく損害賠償義務を履行した場合」と言い換えていることが注目される。後者の表現は、同じく不真正連帯債務者の関係にあるとされる共同不法行為者間の求償を論じる場合の判例の表現と類似する<sup>29)</sup>。また、昭和51年判決が「信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し……求償の請求をすることができる」とし、使用者の被用者に対する求償が全額認められるのが原則であるかのような表現をしていたのに対し、判旨③は、「信義則上」とか「限度」という表現を使用していない。さらに、前述のように、判旨①は、使用者責任を使用者の固有責任であるとし、代位責任とは捉えていないと解される。以上からすれば、本判決も、第一審と同様に、逆求償が不真正連帯債務者間の相互求償の問題であることを前提としているといえる<sup>30)</sup>。

ただし、不真正連帯債務概念が求償を認めるための積極的概念としての内実を備えているかについては疑問がある。なぜなら、同概念は、真正の連帯債務に認められる効果がないということの意味する消極的概念として発展してきたからで

---

28) この構成は、使用者と被用者の間の求償権の行使を、「負担部分に応じた求償権行使の肯定」として、共同不法行為者間のような複数の責任者が競合する事例の一類型として捉えることに繋がるといえる。これにつき、平林美紀「不真正連帯債務論の再構成(三)」名法181号237頁、260頁(2000)を参照。

29) 例えば、最判平成10年9月10日民集52巻6号1494頁は、「共同の不法行為により他人に損害を加えた場合……自己の負担部分を超えて被害者に損害を賠償したときは……求償」できるとする。

30) 佐藤・前掲注23)91頁。

ある<sup>31)</sup>。また、同じく不真正連帯債務者の関係にあるとされる共同不法行為者間の求償権の法的根拠は、不当利得返還請求権ないし一種の事務管理上の費用償還請求権とする説が一般的である<sup>32)</sup>。そうだとすれば、本判決の認めた逆求償の実質的な法的根拠はどのように理解すべきか。

被用者が使用者の固有の負担部分を除いた部分を超えて損害を賠償したと評価される場合には、使用者は自己が負担すべき損害を被用者の出捐により免れていることになる。このように考える場合、逆求償の法的根拠は求償型不当利得といえる<sup>33)</sup>。

また、判旨③は、逆求償の範囲決定にあたり考慮すべき事情として、昭和51年判決の考慮事情を踏襲している。そもそも、逆求償が要請される理由の一つには、判旨②も示唆しているように、昭和51年判決の結果として使用者と被用者との間の損害分担結果に齟齬が生じる可能性があるため、その解消の必要性があったことが挙げられる。したがって、使用者に対して請求がなされた場合との平仄を合わせる必要があり、逆求償の範囲を決する基準と昭和51年判決の考慮事情は一致しなければならないといえる。このことを踏まえ、本判決は、その考慮事情を活用したといえ、その点では第一審と軌を一にしている。

#### 4 本判決の評価

それでは、被用者の使用者に対するいわゆる「逆求償」を認めた本判決の結論は正当といえるか。

本判決は、3で分析したように、報償責任及び危険責任の原理を援用し、使用

---

31) 淡路剛久「不真正連帯債務概念についての一考察——共同不法行為の場合を中心として——」川島武宜選集Ⅱ『民法学の現代的課題』201頁、208頁-209頁(岩波書店、1972)。これに対し、河野・前掲注23)118頁のように、本判決は、不真正連帯債務の属性としての求償権による逆求償を認めたとする見解がある。これは、前掲注13)の椿の見解と類似する。

32) 河邊義典「判解」最判解民事篇平成10年度784頁、793頁(2001)。

33) 吉村・前掲注23)961頁。なお、久須本・前掲注3)88頁、91頁は、本判決が逆求償を認める理論的根拠を明らかにしていないとし、逆求償の法的根拠を使用者の被用者に対する安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任に求める。ただし、この構成をとる場合、河野・前掲注23)118頁は、使用者の被用者に対する求償の範囲との関係で齟齬が生じる可能性を指摘する。

者責任を被用者の不法行為責任を肩代わりしたという意味での代位責任ではなく使用者の固有責任として捉えることにより逆求償を認めたものである。この論理は、同じく3で分析したように、使用者の対外的責任を根拠付けるための帰責原理を使用者と被用者の内部関係にまで及ぼしたものと見え、2(2)で取り上げた潮見の見解と方向性を同じくする。

次に、本判決の結論は、労働者が職務遂行過程において使用者に対して与えた損害につき、労働者の責任制限を図ってきた労働法学説の問題意識にも適合的である。

従来の日本では、労働者の労働義務違反や不法行為によって損害が発生した場合、使用者は、労働者に対して損害賠償請求を行う代わりに、退職金の剥奪・減額を伴う解雇や懲戒処分に対応してきた。しかし、労働者の流動化や退職金制度の変化といった雇用慣行の変化により、使用者の労働者に対する損害賠償請求が増加しつつある。この結果、資力の乏しい労働者が困難な状況に置かれることになった<sup>34)</sup>。

こうした状況に対応するため、労働法学説は、使用者の被用者に対する求償の制限を図ってきた民法学説や判例に対応する形で、労働契約上の解釈論として労働者の責任制限を図ってきた<sup>35)</sup>。具体的には、従来からの報償責任及び危険責任の原理に加え、労働者の生存権保障（憲法25条、労基法1条1項）や労働の従属性及び他人決定性を踏まえた経営上のリスク帰責原則等を援用して労働者の責任範囲を制限している<sup>36)</sup>。この論理は、使用者の事業の執行により生じた損害について使用者と労働者の間で適切な分担を図るべきとの結論を導くといえ、労働者の使用者に対する逆求償の肯定もその射程に入るとと思われる。そうだとすれば、労働関係をも含む使用者・被用者の関係において逆求償を認めた本判決は、労働法学説の方向性と合致するといえる。

以上のように、本判決の結論は、これまでの民法学説及び労働法学説の方向性

---

34) 菅野和夫『労働法（第10版）』96頁（弘文堂、2012）、西谷敏『労働法（第3版）』226頁（日本評論社、2020）。

35) 林和彦「労働者の損害賠償責任」角田邦重＝毛塚勝利＝浅倉むつ子編『労働法の争点（第3版）』151頁、152頁（有斐閣、2004）。

36) 林・前掲注35) 152頁、西谷・前掲注34) 227-228頁、細谷・前掲注23) 259頁。

に合致するものといえる。

さらに、2(2)で述べたように、昭和51年判決の存在により、被害者が使用者又は被用者のいずれに請求するかにより使用者と被用者の間の損害分担結果が異なる可能性が、判例法理においても内在することになった。このような昭和51年判決が残した問題点を解決するものとして、本判決の結論は正当である。

このとき、3で述べたような逆求償を根拠付けるための本判決の法的構成は正当といえるか。

本判決が採用した逆求償の法的根拠を求償型不当利得と捉えた場合、使用者と被用者の間の求償関係は、両者の間のリスク配分に応じた相互求償の問題として処理される。この構成は、2(2)で取り上げた四宮の見解から説明可能である<sup>37)</sup>。

次に、このような構成をとることで、昭和51年判決の示した考慮事情を活用することもできる。すなわち、求償型不当利得という法的構成に立てば、使用者と被用者の間の損害負担が負担帰属の法則<sup>38)</sup>に適合的かを判断するにあたり、昭和51年判決の考慮事情を具体的事例に即して活用しやすいといえる。

以上のように、本判決の法的構成は、理論的にも実践的にも正当なものといえる。

## 5 本判決の影響

### (1) 昭和51年判決の再評価

3における判旨②の分析に基づけば、本判決は、逆求償を認める実質的な理由として昭和51年判決の存在を指摘しているといえる。このため、本判決と昭和51年判決を整合的に理解する必要がある。

昭和51年判決は、使用者の被用者に対する求償（民法715条3項）及び損害賠償（民法709条）が認められるのは、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度においてであるとした。

---

37) なお、2(2)で取り上げた前掲注17)の能見の見解も、逆求償の法的根拠を不当利得に求めている。ただし、前述したように、能見の見解は、使用者の被用者に対する求償を「制限」という構成を強調する点で本判決とは異なるといえる。

38) 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為(上)』52頁(青林書院、1981)。

2(2)で既に述べたように、同判決が下される以前より、被用者保護の社会的要請に応じて、民法715条3項の求償の行使を制限するための法律構成が模索されていた。こうした状況下において、昭和51年判決は、従来の判例・通説との整合性を意識しつつ使用者責任を代位責任とした上で、使用者の被用者に対する求償及び使用者に直接的に生じた損害の賠償を信義則に基づき制限したものと理解されていた<sup>39)</sup>。

これに対し、3で分析したように、本判決は、使用者責任につき、被用者の不法行為責任を肩代わりしたという意味での代位責任とは捉えていないと解される。その結果、昭和51年判決は、民法715条3項の求償の範囲を縮減し損害の一部を使用者に結果的に負担させることにより、使用者責任が使用者の固有責任としての性質を有する<sup>40)</sup>と理解したものとして再評価される。

そして、この議論は、使用者の被用者に対する求償権の法的性質の理解についても再評価を迫ることになる。

昭和51年判決は、当時の学説<sup>41)</sup>と同じく、民法715条3項の求償権の法的性質につき、使用者と被用者の間に契約関係が存在する場合には債務不履行に基づく損害賠償請求権であり、契約関係が存在しない場合には不法行為に基づく損害賠償請求権であると捉えていた<sup>42)</sup>。この法律構成をとる場合、求償権と使用者に直接的に生じた損害の賠償請求権は発生態様において相違するに過ぎないことになり、責任制限の統一的処理が可能になることが利点として挙げられていた<sup>43)</sup>。このとき、求償及び賠償が信義則上制限されることを基礎づける事実は、抗弁に位置付けられることになる<sup>44)</sup>。

---

39) 島田禮介「判解」最判解民事篇昭和51年度268頁、275頁(1979)。

40) 並木・前掲注26)117頁、潮見・前掲注7)14-15頁、窪田・前掲注7)224-225頁、平野・前掲注7)263頁。

41) 中元紘一郎「判批」我妻榮編集代表『交通事故判例百選』14頁、15頁(1968)、田上・前掲注15)57頁、淡路・前掲注11)285-286頁。

42) 島田・前掲注39)270頁。

43) 島田・前掲注39)270頁。

44) 大江忠『要件事実民法(6)法定債権(第4版)』306-307頁(第一法規、2015)、村木洋二「被用者が使用者又は第三者に損害を与えた場合における使用者と被用者の間の賠償・求償関係」判タ1468号5頁、8頁(2020)。



これに対し、使用者責任が使用者の固有責任としての性質を有すると理解したもものとして本判決を捉える場合、自らが負担すべき部分を超えて損害賠償義務を履行したことが、使用者が被用者に対して求償する場合の請求原因に位置付けられる<sup>45)</sup>。

この理解に立つ場合、求償の範囲が「信義則上相当と認められる限度」であることを基礎づける事実が請求原因に位置付けられる。しかし、求償権の法的性質を債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権であるとする前述の理解を前提とするならば、技巧的な構成<sup>46)</sup>をとらない限り、かかる事実を債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権の請求原因との関係でどのように位置付けるべきかという問題が生じる。そうだとすれば、前述の四宮の見解<sup>47)</sup>のように、求償権の法的性質は求償型不当利得としての不当利得返還請求権であると理解した方が適切な処理が可能といえる。このように理解する場合、昭和51年判決の示した考慮事情は、使用者と被用者の間の損害負担が負担帰属の法則に適合的かを判断するものとして請求原因に位置付けられる。そして、昭和51年判決の「信義則」は、原則として全額認められるはずの求償権を制限する根拠としてではなく、被用者の負担部分に対応する求償権の発生範囲を決定する際の観点として取り入れられたものと再評価される<sup>48)</sup>。

ただし、このような再評価には次のような難点が存在する。

昭和51年判決は、使用者に直接的に生じた損害の賠償の範囲についても信義則に基づき決定していた。使用者が、被用者に対して、直接的に生じた損害の賠償請求を民法715条3項の求償と同時にを行う場合、いずれの請求についても昭和51年判決の示した考慮事情を請求原因に位置付けるのが整合的に思われる。このように理解する場合、かかる事情を債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求権の請求原因との関係でどのように位置付けるべきかという問題が生じる<sup>49)</sup>。

---

45) 村木・前掲注44) 8頁。

46) 例えば、並木茂『要件事実論概説Ⅱ』392-393頁(信山社、2010)は、昭和51年判決の示した考慮事情を求償権の行使事由に位置付け、その発生事由と区別する。

47) 四宮・前掲注18) 710-711頁。

48) 舟橋・前掲注23) 70頁、山本・前掲注3) 190頁。

(2) 「逆求償」事例への射程

本判決は、判旨③において、「被用者が使用者の事業の執行について第三者に損害を加え、その損害を賠償した場合」には逆求償が認められ得る旨を判示している。この判示の表現は、被用者の使用者に対する求償が、使用者・被用者の関係さえ存在すれば認められ得ることを示している。したがって、本判決は、逆求償という法的構成の理論的妥当性を一般的に承認したものとといえる<sup>50)</sup>。

これと同時に、本判決は、使用者・被用者の関係が存在しても逆求償が認められない場合があることを示唆する。すなわち、判旨①において、「このような使用者責任の趣旨からすれば、使用者は、……被用者との関係においても、損害……について負担すべき場合がある」とされているところ、「負担すべき場合がある」との表現は、被用者が損害の全部を負担すべき場合もあることを想定していると思われる<sup>51)</sup>。このとき、使用者が被用者との関係において損害を負担すべきとされることの根拠として「使用者責任の趣旨」が挙げられている。この「使用者責任の趣旨」とは、判旨①の前半部分が示した報償責任及び危険責任の

---

49) 潮見・前掲注7) 53頁は、昭和51年判決の示した考慮事情は、「被用者に具体的状況下で使用者の権利・法益を保護するためにどこまでの行為義務が課されていたかを判断したうえで、規範の保護目的の確定を経て賠償されるべき損害の確定の場面に結びつける際の判断要素」であるとする。また、使用者が被用者に対して、その事業の執行について使用者に直接的に生じた損害につき、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償請求を行っている東京高判令和3年3月25日資料版商事447号133頁は、本判決を参照した上で、前述の考慮事情を損害額の認定における調整要素とするかのような判示をしていることも参照。

50) なお、土地工作物責任を負う者（民法717条1項）は、「損害の原因について他にその責任を負う者」（以下「損害原因責任者」という）に対して求償できる（民法717条3項）ところ、土地工作物責任に基づく損害賠償債務と損害原因責任者の不法行為に基づく損害賠償債務（民法709条）は不真正連帯債務となる。このとき、損害原因責任者が自らの損害賠償債務を履行した場合、その者は土地工作物責任を負う者に対して求償することもできる。すなわち、損害賠償責任を負う者の間の地位の互換可能性が認められる。本判決は、こうした地位の互換可能性を使用者と被用者の間にも認めたものといえる。また、本判決を踏まえれば、損害原因責任者が土地工作物の所有者に対して求償する場合、各自の負担部分は、土地工作物の所有者の責任の帰責原理が危険責任原理であることを重視して決定されるとの解釈が成り立ち得る。この土地工作物責任における求償関係の問題については、目崎哲久「土地工作物責任と求償権」有泉亨監修・乾昭三編『現代損害賠償法講座6』177頁、185-193頁（日本評論社、1974）を参照。

51) 舟橋・前掲注23) 71頁、匿名記事・前掲注23) 61頁。

原理であるところ、これらの帰責原理の観点が妥当しない場合には使用者が負担すべきとされる損害が存在せず、逆求償は認められないと解される。具体的には、被用者が、自己若しくは第三者の利益を図るために、又は、使用者若しくは第三者への加害の意図でなされる行為等がこれに該当するといえる<sup>52)</sup>。

この他に、菅野博之裁判官及び草野耕一裁判官の補足意見と三浦守裁判官の補足意見が付されているところ、これらの補足意見は、逆求償の範囲を決定する考慮事情を敷衍するものとして重要な示唆を含むため、以下で分析することにする。

まず、菅野博之裁判官及び草野耕一裁判官の補足意見は、使用者と被用者各自の属性と両者の関係性を重視すべきとする。具体的には、使用者が規模の大きな上場会社であるという事情と被用者が使用者の業務に継続的かつ専属的に従事していた自然人であるという事情が存在する場合、これらの事情は、使用者の通常の業務において生じた損害についての被用者側の負担を小さくする方向へ働くという。その理由として、前述の立場にある被用者に損害を負担させることは被用者にとって酷であること、及び、使用者や終局的な利益帰属主体である株主は事前のリスク分散が可能であったことが挙げられている。また、賠償金をその都度自己資金で賄うといった使用者の自家保険政策は、それが事業遂行上の合理的判断であったとしても被用者側の負担を小さくする要素とする。これらの指摘は、判旨①で述べられた報償責任及び危険責任の原理から説明可能なものとして合理的である。すなわち、使用者は、他人を使用することで利益を上げるだけでなく第三者に対する危険も増大させているところ、仮に被用者に損害を負担させた場合、使用者は、自らの事業に対応する危険を被用者に転嫁した上で利益のみを取得することになり妥当でない<sup>53)</sup>。このため、使用者に対して事前のリスク分散を要求することは正当であり、使用者が規模の大きな上場会社であることは、事前のリスク分散が容易であったことを裏付ける。そして、使用者の自家保険政策は、事前のリスク分散に対する懈怠と評価される<sup>54)</sup>。

---

52) 潮見・前掲注7) 52頁、舟橋・前掲注23) 71頁、匿名記事・前掲注23) 61頁、村木・前掲注44) 13頁。

53) このような問題意識は、島田・前掲注39) 271頁が示唆するように、既に昭和51年判決に内在していたものである。

54) 細谷・前掲注23) 259頁。

次に、三浦守裁判官の補足意見は、本件の使用者の事業が貨物自動車運送事業であることを重視すべきとする。同意見は、まず、同事業を規制する貨物自動車運送事業法、同法施行規則及び告示（平成15年2月14日付け国自貨第77号）が、同事業の許可基準として任意保険の締結等の十分な損害賠償能力を要求していることを参照し、その理由として、貨物自動車運送事業は、その公共性ゆえに事業の適確かつ継続的な遂行が求められる反面、交通事故等の損害賠償債務を負うべき事案が一定の可能性をもって発生することが前提とされるためとする。そして、このように使用者に対して損害賠償能力を要求することは、被害者救済だけでなく被用者の負担軽減による運転手の確保にも繋がり、事業の継続に資することになるという。したがって、使用者が任意保険の締結等を行っていないことは、かかる規制の趣旨にも反するため、被用者側の負担を小さくする方向へ働くとする。そもそも、貨物自動車運送事業等の交通事業は、その公共性ゆえに需給調整条項を伴う特許制により規制されていたのが、規制緩和により許可制に移行したものが多<sup>55)</sup>。ただし、この移行現象はあくまで経済規制の緩和であって、それらの事業から公共性の性格が剥脱したわけではない<sup>56)</sup>。そのため、公共性の高い事業を行う者は、自らの事業に対応する危険を被用者に転嫁した上で利益のみを取得することにより社会公共へ障害を齎すことは許されないとイえる。このように、三浦守裁判官の補足意見についても、報償責任及び危険責任の原理から説明可能なものとして合理的である。

以上のような各補足意見は、貨物自動車運送事業という特定の業種を念頭に置いた政策的志向の強いもの<sup>57)</sup>といえ、一般的な影響力を有するかについては疑問の余地がある。もっとも、大規模な企業と労働者の間の労働関係において報償責任及び危険責任の原理がどのように作用するかを示すものとして重要な意義を

55) 芝池義一『行政法読本（第4版）』100頁（有斐閣、2016）、阿部泰隆『行政法再入門（上）（第2版）』144-149頁（信山社、2016）、宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論（第6版）』87-89頁（有斐閣、2017）。

56) 阿部・前掲注55) 152-153頁も、経済規制の緩和と公共性の高い事業に対して安全規制を維持することの必要性を区別している。

57) 各補足意見の問題意識として、営業用普通貨物車の任意自動車保険の普及が低調であることが挙げられるだろう。同様の指摘として、細谷・前掲注23) 260頁、久須本・前掲注3) 94-95頁。

有する<sup>58)</sup>とともに、使用者と被用者の間に損害賠償義務の分担に関する合意が存在する<sup>59)</sup>場合、その効力を判断するための考慮事情をも示唆すると思われる。

### Ⅲ 補論

平成 29 年の民法改正によって連帯債務に関する規定に大幅な変更が加えられた。同改正では、連帯債務関係における履行の請求、免除及び消滅時効の完成といった絶対的効力事由が、相対的効力事由に変更された。この結果、連帯債務と不真正連帯債務の区別を無用とし、従来は不真正連帯債務とされていた事例にも連帯債務関係の規定が適用されるとする見解<sup>60)</sup>が存在する。

この見解をとる場合、本判決が影響を受けるのは次の 2 点と考えられる。まず、最判昭和 45 年 4 月 21 日判時 595 号 54 頁以降、不真正連帯債務者の関係にあるとされてきた使用者と被用者の間の求償関係についても、民法 442 条 1 項が適用されることになる。この結果、逆求償の法的根拠は、民法 442 条 1 項に基づく求償権となる<sup>61)</sup>。次に、共同不法行為者の損害賠償債務のような不真正連帯債務の場合には、自己の負担部分を超える債務の履行があった時に初めて求償権が成立するとされていた<sup>62)</sup>ところ、逆求償の法的根拠が民法 442 条 1 項となる結果、自己の負担部分を超える債務を履行せずとも自己の負担割合に応じた逆求償が可能となる<sup>63)</sup>。この場合、判旨③の示した考慮事情は、使用者と被用者の相互の損害負担割合を決する基準となる。

これに対し、従来の不真正連帯債務事例に対する個々の連帯債務関係の規定の適用は、なお解釈に委ねられるとする見解もある<sup>64)</sup>。

この見解をとる場合、例えば共同不法行為者間の求償関係につき民法 442 条 1

---

58) 吉村・前掲注 23) 962-963 頁。

59) なお、この損害賠償義務の分担に関する合意の分類については、村木・前掲注 44) 14 頁-16 頁を参照。

60) 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』587 頁(信山社、2017)。

61) 山本・前掲注 3) 192 頁。

62) 最判昭和 63 年 7 月 1 日民集 42 卷 6 号 451 頁。

63) 潮見・前掲注 60) 603 頁。

項が適用されるわけではなく、従来の判例法理を維持するという解釈もあり得る<sup>65)</sup>。この解釈は、一部弁済を行った連帯債務者からの求償に応じるよりも、それを被害者への賠償に充てることが被害者保護に資するという考慮に基づいている。使用者と被用者の間の求償関係についても同様の考慮が妥当するといえ、この点については今後の判例の展開に委ねられるといえる。

---

64) 筒井健夫 = 村松秀樹編著『一問一答 民法（債権関係）改正』119頁（商事法務、2018）、平野裕之『新債権法の論点と解釈（第2版）』219頁（慶應義塾大学出版会、2021）。

65) 筒井 = 村松編著・前掲注64) 119頁、平野・前掲注64) 219頁。